

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○有害図書類の指定	(共同企画社会推進課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定	(同)	二
○生活保護法に基づく指定施術者の変更の届出	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	五
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	六
○地域森林計画の変更(二件)	(林業振興課)	六
○道路の区域変更	(道路課)	六
○道路の供用開始	(同)	六
○土地区画整理組合の定款変更の認可	(都市計画課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	(原子力安全対策課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(障害福祉課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁文化財保護課)	一〇

告 示

○宮城県告示第四十七号
青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。
平成二十五年一月二十二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	増刊大衆 1月29日号 20436・1/29	(株)双葉社
二	雑 誌	全国過激すぎるHなお店300 01806・1	(株)鉄人社
三	雑 誌	微熱SUPERテラックス 号 07689・12	(株)セブン新社
四	雑 誌	愛の体験スペシャルDX 2013 2月号 11585・2	(株)竹書房
五	コミック	はつにゅ 50183・68	(株)双葉社
六	コミック	少女八景 50039・90	(株)少年画報社
七	雑 誌	裏モノJAPAN 2013 2月号 01805・2	(株)鉄人社
八	雑 誌	裏仕事師 儲けのからくり 64242・68	(株)三オブックス

二 指定理由

図書類の内容が、一から六までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、七及び八の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
本郷医院	岩沼市中央三丁目四・十六	平成二十一年一月一日
医療法人社団K N I 北原ライフサポートクリニック東松島	東松島市川下字内響百三十一・三十二	平成二十四年十二月一日
三浦クリニック	巨理郡巨理町字新町四十	平成二十五年一月一日
ゆりあげクリニック	名取市美田園七丁目十七・三	平成二十五年一月一日
医療法人ファミリア歯科	宮城郡松島町高城字町百四十七・六	平成二十五年一月一日
オリブ調剤薬局	栗原市金成沢辺木戸口七十・二十二	平成二十四年十月一日
城南めぐみ薬局	多賀城市城南一・十・十九	平成二十四年十一月一日

○宮城県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
本郷医院	岩沼市中央三丁目四・十六	平成二十年十二月三十一日
三浦クリニック	巨理郡巨理町字新町四十	平成二十四年十一月三十一日
東北国際クリニック	名取市美田園七・十七・三	平成二十四年十一月三十一日
こだま歯科クリニック	石巻市泉町三丁目十・四十	平成二十四年十二月五日

ファミリア歯科	宮城郡松島町高城字町百四十七・六	平成二十四年十二月三十一日
そうごう薬局角田店	角田市角田字町百九十二	平成二十四年十二月十二日

○宮城県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
吉田 真美 （株式会社BLOOMレ イス治療院大崎）	大崎市古川稲葉字鴻ノ巣百八十三・一ソ ファイアー七八・一階	平成二十四年十一月一日
遠藤 光大 （もみの木整骨院）	仙台市太白区鉤取本町一・二十一・一イ オンスーパーセンター鉤取店二階	平成二十四年十二月二十八日
長谷川昌平 （しあわせ整骨院）	仙台市若林区大和町四・二十二・十五名 城タウンやまとA	平成二十四年十二月一日
酒井 明彦 （酒井治療室）	名取市ゆりが丘二丁目十七・七	平成二十五年一月四日

○宮城県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	氏 名	施 術 所 の 名 称 ・ 所 在 地	変 更 年 月 日
吉田 俊弥	氏 名	イーグル整骨院中田店 仙台市太白区中田町法地北十九・一	平成二十四年十二月一日

変更後	変更前	変更後
木村 義和	佐藤 義和	イーグル整骨院中田店サテライト 仙台市太白区中田町法地北十九・六
西玉川B 西玉川B 西玉川B	塩竈市清水沢四・一・二十六 みちのく整骨院 塩竈市西玉川町十・四十一ラポール	平成二十四年十一月六日

○宮城県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇九〇〇六〇六	ここみヘルパーステーション城南 多賀城市城南二丁目十五番十七号	株式会社ここみケア	平成二十四年十一月一日
○四七二二〇二二四四	訪問介護ゆずりは 登米市南方町山成前千七百六番地三	有限会社健康の森	平成二十四年十一月一日
○四七一五〇一九九九	ケアコンシェルジュ 大崎市古川福沼一丁目十八番十九号メモリアルパークB棟二〇二号	株式会社コンフォート	平成二十四年十一月十五日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七二二〇〇八五六	セントケア大河原 柴田郡大河原町字町五十五番地二	セントケア宮城株式会社	平成二十四年十一月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇二〇〇一七一	ニチイケアセンター石巻	株式会社ニチイ学館	平成二十四年

○四七〇九〇〇六一四	石巻市南境字新稲千十番地 リハビリステーション城南 多賀城市城南二丁目十五番十七号	株式会社ここみケア	平成二十四年十一月一日
○四七二二〇二二八五	登米地域福祉事業所はつぴ いデイ 登米市米山町善王寺石神十 六番地七	特定非営利活動法人ワイ カースコープ	平成二十四年十二月一日
○四七一五〇二〇二三	新第二校日和 大崎市古川塚目字北原三番 地一	プロンプター甲斐有限会 社	平成二十四年十二月一日
○四七〇五〇〇九二七	あすてりあデイサービスセ ンター 気仙沼市上田中二丁目六番 地四	株式会社ハック	平成二十四年十二月三日
○四七一三〇一六〇六	デイサービスセンター虹の 丘号館 栗原市若柳川北字中町六十 五番地二	株式会社マイホーム	平成二十四年十二月十五日

四 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七二二〇二二六九	特別養護老人ホームにし の八番地二 登米市米山町西野字古館廻 八番地二	社会福祉法人掣特会	平成二十四年十一月二十一日
○四七二二〇二二七七	特別養護老人ホームにし の八番地二 登米市米山町西野字古館廻 八番地二	社会福祉法人掣特会	平成二十四年十一月二十一日
○四七二二〇二二九三	特別養護老人ホーム登米苑 三十二番地 登米市登米町寺池桜小路百 三十二番地	社会福祉法人登米福祉会	平成二十四年十二月五日
○四七二二〇二三〇一	特別養護老人ホーム登米苑 三十二番地 登米市登米町寺池桜小路百 三十二番地	社会福祉法人登米福祉会	平成二十四年十二月五日

○宮城県告示第五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二五〇一九八一	事業所の名称及び所在地 ひなげしケアプランセンタ 大崎市松山千石字松山三百 五十四番一	事業者の名称 有限会社ポプラ	指定年月日 平成二十四年 十一月一日
〇四七一五〇二〇〇五	ケアプランコンシェルジュ 大崎市古川福沼一丁目十八 番十九号メモリアルパーク B棟二〇二号	株式会社コンフォート	平成二十四年 十一月十五日
〇四七二二〇二二五一	介護支援センターにしの 登米市米山町西野字古館廻 八番地二	社会福祉法人樂特会	平成二十四年 十一月二十一日
〇四七〇三〇〇七七三	島の介護屋さん 塩竈市芦畔町二番地二十四 シヨコラハウス一〇一	合同会社島の介護屋さん	平成二十四年 十二月十五日

○宮城県告示第五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年一月二十二日

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇六〇六	事業所の名称及び所在地 ここみヘルパーステーショ ン城南 多賀城市城南二丁目十五番 十七号	事業者の名称又は氏名 株式会社ここみケア	指定年月日 平成二十四年 十一月一日
〇四七二二〇二二四四	訪問介護ゆずりは 登米市南方町山成前千七十 六番地三	有限会社健康の森	平成二十四年 十一月一日
〇四七一五〇一九九九	ケアコンシェルジュ 大崎市古川福沼一丁目十八 番十九号メモリアルパーク B棟二〇二号	株式会社コンフォート	平成二十四年 十一月十五日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇八五六	事業所の名称及び所在地 セントケア大河原	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	指定年月日 平成二十四年
-------------------------	-------------------------	---------------------------	-----------------

柴田郡大河原町字町五十五 番地二		十一月一日
---------------------	--	-------

三 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六一三九〇〇二五	事業所の名称及び所在地 社団法人宮城県看護協会栗 原訪問看護ステーション 栗原市若柳川南戸の西四	事業者の名称又は氏名 社団法人宮城県看護協会	指定年月日 平成二十四年 十一月一日
〇四六一五九〇〇四四	社団法人宮城県看護協会大 崎訪問看護ステーション 大崎市三本木字大豆坂二十 四番地の三	社団法人宮城県看護協会	平成二十四年 十一月一日
〇四六二二九〇〇一六	社団法人宮城県看護協会柴 田・角田地域訪問看護ステ ーション	社団法人宮城県看護協会	平成二十四年 十一月一日
〇四六二八九〇〇二二	社団法人宮城県看護協会加 美訪問看護ステーション 加美郡加美町南町百八十一 番一	社団法人宮城県看護協会	平成二十四年 十一月一日
〇四六三二九〇〇二五	社団法人宮城県看護協会こ ごた訪問看護ステーション 遠田郡美里町南小字田字山 の神二百三十五番地	社団法人宮城県看護協会	平成二十四年 十一月一日

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇〇一七一	事業所の名称及び所在地 ニチイケアセンター石巻 一石巻市南境字新稲千十番地	事業者の名称又は氏名 株式会社ニチイ学館	指定年月日 平成二十四年 十一月一日
〇四七〇九〇〇六一四	リハビリステーション城南 多賀城市城南二丁目十五番 十七号	株式会社ここみケア	平成二十四年 十一月一日
〇四七一〇〇〇四八七	ユースポはつらつデイサー ビス 岩沼市藤浪二丁目一番十一 号	株式会社ユースポーツラ イフ	平成二十四年 十二月一日
〇四七二二〇二二八五	登米地域福祉事業所はつび いデイ 登米市米山町善王寺石神十 六番地七	特定非営利活動法人ワー カイズコープ	平成二十四年 十二月一日
〇四七〇五〇〇九二七	あすてりあデイサービスセ	株式会社ハック	平成二十四年

〇四七二二〇一六〇六	NTA 気仙沼市上田中二丁目六番地四	株式会社マイホーム	平成二十四年十二月十五日
〇四七二二〇一六〇六	デイサービスセンター虹の丘号館 栗原市若柳川北字中町六十五番地二		

五 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二二〇二二九三	特別養護老人ホーム登米苑 登米市登米町寺池桜小路百三十二番地	社会福祉法人登米福祉会	平成二十四年十二月五日
〇四七二二〇二二〇一	特別養護老人ホーム登米苑 登米市登米町寺池桜小路百三十二番地	社会福祉法人登米福祉会	平成二十四年十二月五日

〇宮城県告示第五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇〇九二四	特定非営利活動法人ケア・サポートぬくもり訪問介護事業所 石巻市鹿又字町浦十三番地二	特定非営利活動法人ケア・サポートぬくもり	平成二十四年十二月三十一日

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二一八〇〇六〇六	株式会社あいトリー住器 加美郡加美町矢越二百六十七番地の一	株式会社あいトリー住器	平成二十四年十一月三十日

三 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二一八〇〇六〇六	株式会社あいトリー住器 加美郡加美町矢越二百六十七番地の一	株式会社あいトリー住器	平成二十四年十一月三十日

〇宮城県告示第五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七三二〇〇六三四	AA介護ケアプランセンタ 遠田郡涌谷町猪岡短台字短台四十番地	AA介護株式会社	平成二十四年十二月三十一日

〇宮城県告示第五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇〇九二四	特定非営利活動法人ケア・サポートぬくもり訪問介護事業所 石巻市鹿又字町浦十三番地二	特定非営利活動法人ケア・サポートぬくもり	平成二十四年十二月三十一日

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二一八〇〇六〇六	株式会社あいトリー住器 加美郡加美町矢越二百六十七番地の一	株式会社あいトリー住器	平成二十四年十一月三十日

三 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七二一八〇〇六〇六	事業所の名称及び所在地 株式会社あいトヨー住器 加美郡加美町矢越二百六十 七番地の一	事業者の名称又は氏名 株式会社あいトヨー住 器	廃止年月日 平成二十四年 十一月三十日
--------------------------	---	-------------------------------	---------------------------

〇宮城県告示第五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二二二〇〇四二二	事業所の名称及び 所在地 登米地域福祉事業所 心りつぶる 登米市米山町字善王 寺石神十六・七	指定障害福祉サ ービスの種類 就労移行支援 就労継続支援 B型	設置者名 特定非営利活 動法人ワイカ イズコープ	指定年月日 平成二十五年 一月十五日
---------------------	---	---	-----------------------------------	--------------------------

〇宮城県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 地域森林計画の名称
宮城北部地域森林計画変更計画
- 二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

〇宮城県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城南地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大原地方振興事務所及び宮城県仙台台地方振興事務所

〇宮城県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 小牛田松島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
前	後	前	後
大崎市古川桑針字北新田六九番一地从先から 同市古川桑針字七走八二番一地从先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前 A	後 A	一一・一	二四八・五
		一一・一	二四八・五
		一一・三	二四八・五
		一一・五	二四八・五
		一一・八	二四八・五

〇宮城県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道線	小牛田松島	大崎市古川桑針字北新田六九番二地先から 同市古川桑針字七走八二番二地先まで	平成二十五年 一月二十三日

○宮城県告示第六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町吉岡南第二土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年十一月五日

四 変更の内容

総代の定数

（変更前）第四十五条 総代の定数は、二十三人とし、所有権者である組合員及び借地権者である組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。

（変更後）第四十五条 総代の定数は、二十六人とし、所有権者である組合員及び借地権者である組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。

五 変更認可の年月日

平成二十五年一月十五日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る役務の名称及び数量 環境放射線監視システム増強業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部原子力安全対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年十二月二十五日

四 契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社東北支社 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十号

五 契約金額 一億五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号、該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県拓桃医療療育センター清掃等維持管理業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙二十番地 宮城県拓桃医療療育センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五の基準に適合する者であること。

9 平成二十年一月一日以降、延べ床面積一万平方米メートル程度以上の病院に係る同種の業務を、十二月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年二月八日（金）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部障害福祉施設整備班担当 見田 茂紀 電話〇二二・二二一・二五五八

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十五年二月八日（金）まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年二月五日（火）午後五時までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年二月十九日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十五年三月六日（水）午後五時（郵送により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到着すること。）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十五年三月七日（木）午後五時 宮城県行政庁舎十階一〇二二会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について

この入札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係

る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る価格で入札があったときは、入札を保留して必要な調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち最低の価格で入札を行った者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る価格で入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査以下「履行能力確認調査」という。)する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyakaku/>) からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る価格で入札があったときは、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求めるところがある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査協力について

この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者によりこの業務の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とするところがある。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

八 概要

Summary

1 Service to be Procured : Cleaning and other maintenance operations at Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center

2 Period of Contract : From April 1, 2013 to March 31, 2015

3 Place of Service : Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center, 20 Shishino, Yumoto, Akumachi, Taihaku-ku, Sendai, Miyagi

- 4 Deadline for Bid: March 6, 2013, 5: 00 p.m.
- 5 Contact Person : Shigenori Mita, Management Section, Disabled Person's Welfare Division, Health and Welfare Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2558
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年一月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町吉田浜字宮前五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

- 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字浜屋敷四十五番地
鈴木 伝典
鈴木 幸子

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 東北歴史博物館で使用する電気 年間約二百八十四万三千キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県多賀城市高崎一丁目二十二番一号 東北歴史博物館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受け

ていない者であること。

- 5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 6 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 7 会社更生法（平成十四年法律百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているときと認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項により一般電気事業者の許可を受けている者、又は同法第十六条の第二項により特定規模電気事業者の届け出を行っている者であること。

10 入札に参加を希望する者は、9に掲げる事項を証する書類を平成二十五年二月十五日（金）午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県行政庁舎二階 宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年二月八日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先

千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁文化財保護課管理調整班

（担当 日下部健一 電話〇二二・二二一・三六八二）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十五年二月五日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年二月一日（金）までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年二月十五日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十五年三月一日（金）午後五時（郵便により提出する場合は二重封筒とし、外部筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十五年三月四日（月）午前十時 宮城県行政庁舎 九階九〇四会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 長期継続契約について、この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

2 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

3 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条並びに財務規則第一百三十二条及び百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of Item (s) to be purchased : Electric power to be used at Tohoku History Museum (estimated annual usage of 2,843,000 kWh)
- 2 Period of Contract : April 1, 2013 to March 31, 2016
- 3 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : March 4, 2013, 10 : 00 a.m. Miyagi Prefectural Government Office building, 9th Floor, 904 Meeting Room
- 4 Deadline to Submit Bid (by mail) : March 1, 2013, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Kenichi Kusakabe, Management Section, Cultural Properties Preservation Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3682
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only